



Decoding Budget 2024

Tax & Legal Insights

ACUITY **LAW**

CONTENTS

FOREWORD 序文.....	1
DIRECT TAX 直接税.....	2
A. Beneficial tax proposals 有益な税制提案.....	2
B. Simplification of capital gains provisions キャピタルゲイン規定の簡素化.....	3
C. IFSC Tax measures IFSC 税金対策.....	4
D. Rationalization of provisions 規定の合理化.....	4
E. Rationalization of withholding tax provisions 源泉徴収税規定の合理化.....	5
F. Transfer pricing – Determination of arms-length price (ALP) in case of specified domestic transactions 移転価格-特定国内取引における独立企業間価格 (ALP) の決定.....	6
G. Direct Tax Vivad Se Vishwas Scheme, 2024 2024 年直接税 VSV スキーム.....	6
H. Others その他.....	7
INDIRECT TAX 間接税.....	7
A. Goods and Services Tax (GST) 物品サービス税.....	7
B. Customs Duty 関税.....	10
OTHER LEGAL AND TAX ANNOUNCEMENTS その他の法律および税務に関する発表.....	16

FOREWORD 序文

財務大臣は、2024年7月23日に2024-25年度の連邦予算案を発表しました。

財務大臣の言葉によると、直接税のテーマは「税金を簡素化し、納税者サービスを改善し、税の確実性を提供し、訴訟を減らしながら、政府の開発および福祉計画の資金調達のために収益を増やす努力を続けます」とのことです。この野心を持って、今後6か月以内に1961年所得税法（IT法）の包括的な見直しが提案されています。

直接税の提案については、外国企業に対する法人税率の引き下げ、株主への株式買戻し税の移行、電子商取引事業者に対する2%の均衡税（EL）の廃止、エンジェル税の廃止などが納税者コミュニティに利益をもたらす、外国投資家に対して前向きなシグナルを送るいくつかの措置として挙げられます。資本利得税を簡素化する意図で、さまざまな措置が提案されており、特に不動産取引において、指数化利益の廃止は納税者にとって不利になるでしょう。

間接税に関しては、予算案は紛争の減少、コンプライアンスの簡素化、業界全体の曖昧さの修正、ビジネスのしやすさの向上、貿易の促進に真摯な努力を示しています。既存の政府政策およびセクターの焦点と一致しない冗長な通知を削減するための継続的な努力があります。また、今後6か月以内に既存の関税構造を再検討する提案もあり、これは関税の複雑さを減らし、重複する項目を排除し、関税を新時代の商品に合わせることを目指しています。GSTに関しては、さまざまな緩和措置および明確化の他に、導入初期の不要な紛争を解決するための恩赦制度が提案されています。GST評議会のほとんどの勧告も予算案で受け入れられ、発表されました。

総じて、良い予算であり、提案は前向きで先見的です。

Acuity Law では、以下の段落でいくつかの重要な税制提案を分析しました。

Acuity Law

DIRECT TAX 直接税

A. Beneficial tax proposals 有益な税制提案

1. **外国企業の法人税率の引き下げ**：外国企業に適用される法人税率を 40%から 35%に引き下げる事が提案されています。これまで、非居住者である外国企業から、税率をインド国内企業と同等にすることが求められてきました。税率の引き下げは、当該要求に向けた第一歩といえます。当該措置は、インドでビジネスを行う外国企業に利益をもたらすものであり、外国企業がインドでビジネスを行うことを歓迎する強いメッセージの裏返しであると考えられます。
2. **エンジェル税の廃止**：エンジェル税の廃止が提案されています。2012年財政法において、エンジェル税に関する規定が導入され、公衆が実質的に関与していない会社が、過去の会計年度において、居住者から株式発行の対価を受け取った場合、受け取った対価がその株式の額面価額を超えるときは、その超過分の対価は「その他の所得」として所得税の課税対象となります。この規定は、2023年の財政法により、非居住者からの対価の受領にも拡大されました。

2024年財政法案では、当該規定の廃止が提案されており、2025-26年度以降は適用されないと規定されています。これは投資制度において歓迎すべき措置といえます。

当該規定は、非公開会社、特にスタートアップ・エコシステムにおいてある種の抑止力となっていました。規定適用の基準となる公正市場価値は、納税者が、純資産価値法か割引キャッシュフロー法のどちらかの方法を選択して決定することになっており、インド所得税当局（IITA）は、納税者が選択した方法と最終的な評価額に対して何度も異議を唱えてきました。当該規定が廃止されれば、これらに関連する訴訟の確実な減少が見込まれます。

3. **買取分配税の廃止**：2024年10月1日以降の買取分配税の廃止が提案されています。IT法では、配当と自社株買いの対価の両方に対して配当課税が適用されます。2020年財政法において、配当分配税が廃止され、課税負担が株主に移されました。非居住者である株主は、二重租税回避協定（DTAA）に基づく優遇措置が適用できる場合、これを求める権利があったため、非常に歓迎すべき措置でした。今回は、買取分配税を廃止し、株主への課税負担を軽減することが決定されました。

ただし、内国法人が自己株式取得のために支払った金額は、支払いを受けた株主の手元では配当として扱われ、適用税率にて所得税が課されます。他の源泉からの所得を決定する際、当該配当所得から経費を控除することはできません。買い戻された株式の取得費は、資産が消滅するため、株主の手元にキャピタルロスが発生します。すなわち、その後、株式の売却などによりキャピタルゲインが発生した場合、株主はすべての株式（つまり、先に買い戻された株式と最終的に売却された株式）の元の取得費を主張する権利を有します。

非居住者は、インドで控除された税金に関して、外国税額控除だけでなく、DTAAの恩恵（もしあれば）についても請求ができるようになります。

4. **電子商取引に対する2%税率ELの廃止**：ELは、2016年財政法により、オンライン広告など特定のサービスに対して導入されました。2020年財政法により、その範囲は非居住者が行う電子商取

引にも拡大され、2%の EL が適用されることになり、非居住者は様々な解釈上の問題に直面していました。今回、当該電子商取引に関する 2%の EL の廃止が提案されています。

今回の提案は、インドが OECD の柱 2 の検討を実施するというコミットメントに向けた一歩でもあります。

5. **非居住者による国内クルーズ船運航の促進**：インドにおけるクルーズ船産業を促進するため、推定課税制度を導入し、非居住者に対するリース料の免除が提案されています。

IT 法に新たな規定が追加され、非居住者であるクルーズ船運航会社が旅客運送のために受領／受領可能な金額、または非居住者であるクルーズ船運航会社に支払われる／支払われるべき金額の合計額の 20%が、当該クルーズ船運航会社の当該事業による利益とみなされ、それに応じて課税されることが提案されています。

外国企業は多層構造で事業を行っているため、外国企業が他の非居住者から受け取るリース料に関する免除も提案されています。当該免除は、外国の賃貸人と非居住者の賃借人が同じ持株会社である場合にのみ適用されます。

B. Simplification of capital gains provisions キャピタルゲイン規定の簡素化

1. キャピタルゲイン課税に関する規定は、税率や保有期間が多岐に渡り、複雑な規定でした。2024 年財政法案において、当該キャピタルゲイン課税の合理化および簡素化が提案されています。

- **保有期間**：キャピタルゲインが短期キャピタルゲイン（STCG）か長期キャピタルゲイン（LTCG）かを判断するための保有期間は、12 ヶ月と 24 ヶ月の 2 種類のみとし、すべての資産クラスに適用することが提案されています。すべての上場証券について、保有期間は 12 ヶ月とし、それ以外の資産については、長期キャピタルゲインの判定保有期間は 24 ヶ月とされています。
- **税率 - STCG**：上場証券については、税率を 15%から 20%に引き上げることが提案されており、投資家にとっては税負担増となります。その他の資産については、適用税率が適用されます。
- **税率 - LTCG**：上場・非上場を問わず、すべてのカテゴリーの長期資本資産に対する税率は 12.5%となります。これまでは、非上場株式の売却により LTCG を得る非居住納税者は、10%の軽減税率（指数計算なし）を受けることができました。当該税率の引き上げは、インドの非上場株式への投資を行う非居住者納税者にとって、さらなる負担となります。なお、125,000 ルピーまでの LTCG については課税対象外となります。
- **インデックス給付の廃止**：上場有価証券以外の長期資本資産に適用される税率は 20%から 12.5%に引き下げられますが、これに伴い、あらゆる種類の長期資本資産に対するインデクセーション・ベネフィットは完全に廃止されました。当該廃止は、動産のように、インフレによって価値が大きく変動する資産に悪影響を与える可能性があります。
- **非上場債券および社債**：非上場債券や社債の譲渡、償還、満期によって生じる利益は、常に STCG とみなされ、課税されることが提案されています。

2. **贈与条項の制限**： IT 法の規定に基づき、特定の取引はキャピタルゲイン税の対象外となります。そのような取引の一つが贈与取引であり、贈与による資産の譲渡は贈与者の手において課税されません。当該規定を、個人またはヒンドゥー未分割家族にのみ適用されるよう修正されることが提案されています。これにより、法人による贈与取引がこれまで非課税であったのに対し、今後は法人側において課税対象となります。

C. IFSC Tax measures IFSC 税金対策

1. **IFSC に基づくファンドからの所得免除**： IT 法の免除対象として「特定ファンド」の範囲を拡大することが提案されています。特定ファンドには、2022 年 IFSC（ファンド管理）規制に基づいて規制される小売ファンドおよび上場投資信託が含まれることになります。
2. **IFSC に設立されたファンドへの緩和措置**： IT 法の規定に基づき、納税者の帳簿に記載された金額について、その性質や出所について納税者から説明が提供されていない場合、または提供された説明が税務官の判断で満足のものでない場合、その記載された金額は納税者の所得として所得税の課税対象となる可能性があります。2023 年財政法は、この規定を修正し、納税者の帳簿に記載された貸付金や借入金、その他の負債の性質と出所については、その資金の出所が貸主や記帳者の手においても説明されている場合にのみ説明されたものとみなされることを定めました。

ただし、この追加の立証責任（資金の出所を満足に説明すること）は、インド証券市場規制当局である SEBI に正式に登録されているベンチャーキャピタルファンドやベンチャーキャピタル会社などの規制対象の法人には適用されません。

2024 年の財政法案では、この緩和措置を IFSC の規制下にあるベンチャーキャピタルファンドにも拡大することが提案されています。

3. **IFSC における金融会社への緩和措置**： IT 法の規定に基づき、薄資本化ルールが存在し、借入者の関連企業である非居住者によって発行された債務に関する利息費用の控除に制限が設けられています。現在、この規定は銀行会社、保険会社、および中央政府がこの点に関して通知した非銀行金融会社には適用されていません。2024 年財政法案において、規定された条件を満たす場合、IFSC に所在する金融会社には薄資本化ルールが適用されないことが提案されています。

D. Rationalization of provisions 規定の合理化

1. **所得の再評価**： 2021 年財政法は、所得の再評価に関する規定を改訂しました。しかし、改訂された規定に基づく訴訟が多発しました。訴訟を減少させるため、2024 年財政法案では再評価の規定を合理化することが提案されています。

興味深いことに、2021 年財政法で延長された再評価手続きの開始期限が、今回の提案では短縮されることになっています。通常、再評価手続きの開始通知は、会計年度末から 3 年 3 か月が経過している場合には発行できないと提案されています。ただし、特定のケースに該当する場合は除きます。特定のケースでは、逃れたとされる所得が 500 万ルピー以上またはそれに近い金額である場合、会計年度末から 5 年 3 か月が経過している場合には再評価手続きの開始通知を発行できないと提案されています。

2. **検索および押収に関するブロック評価の導入：** 検索評価のための他の制度は廃止され、これらの評価は再評価の規定に組み込まれました。しかし、この新しいメカニズムは時間がかかり、納税者および所得税当局（ITA）の訴訟費用を増大させました。検索案件の評価手続きを費用対効果が高く、効率的かつ意義あるものにするために、検索または請求が開始または行われた案件に対してブロック評価の制度を導入することが提案されています。
3. **所得税控訴審判所（ITAT）への控訴提出期限：** フェイスレス評価および毎日の命令のアップロードの要件を満たすため、ITAT への控訴提出期限について、従来の 60 日ではなく、納税者または所得税官に対して控訴の対象となる命令が通知された月の末から 2 か月以内とすることが提案されています。

E. Rationalization of withholding tax provisions 源泉徴収税規定の合理化

1. **源泉徴収税率：** IT 法には、様々な閾値および 0.1%、1%、2%、5%、10%、20%、30%以上の複数の税率を含む源泉徴収規定が存在します。ビジネスのしやすさを向上させ、納税者のコンプライアンスを改善するため、2024 年財政法案において、特定の規定における源泉徴収税率の引き下げが提案されています。詳細は以下のとおりです。

Particulars	Present withholding tax rate	Proposed withholding tax rate	Effective date
Payment of insurance commission (in case of person other than company)	5%	2%	April 1, 2025
Payment in respect of life insurance policy	5%	2%	October 1, 2024
Commission etc on sale of lottery tickets	5%	2%	October 1, 2024
Payment of commission or brokerage	5%	2%	October 1, 2024
Payment of rent by certain individuals or HUF	5%	2%	October 1, 2024
Payment of certain sums by certain individuals or Hindu undivided family	5%	2%	October 1, 2024
Payment of certain sums by e-commerce operator to e-commerce participant	1%	0.1%	October 1, 2024

2. **パートナーシップ企業によるパートナーへの給与支払いに関する源泉徴収税：** IT 法の規定に基づく、パートナーシップ企業がパートナーに対して給与、報酬、利息、ボーナス、または手数料を支払う際に源泉徴収税を課す規定はありません。2024 年財政法案では、企業がパートナーに対

して給与、報酬、手数料、ボーナスなどを支払う場合であって、総額が 2 万ルピーを超える場合に、新たな規定を導入することが提案されています。源泉徴収税率は 10%とすることが提案されており、2025 年 4 月 1 日から施行される予定です。

3. **請負業者への支払いから専門的または技術的サービスに対する支払いを除外：** IT 法の規定には、源泉徴収税の重複が存在するため、解釈上の課題が生じ、支払者によっては減税された税率が適用されています。これに該当する 2 つの規定とは、専門的または技術的サービスに対する支払いと請負業者への支払いに関するものです。2024 年財政法案では、「仕事」の定義を明確に記載し、専門的または技術的サービスに対する支払いは、源泉徴収税の目的上、「仕事」として構成されないことを提案しています。
4. **「不履行納税者」とみなされる期限の合理化：** 支払者が税金を源泉徴収しない、または減税された税率で源泉徴収することに失敗すると、その人物は「不履行納税者」とみなされる可能性があります。支払いが行われた会計年度の終了から 7 年以内に、「不履行納税者」として扱うための命令が出される必要があります。ただし、この規定は居住者の支払者が源泉徴収に失敗した場合にのみ適用されます。規定を合理化するため、税金を源泉徴収しない非居住者の支払者にも期限が適用されることが提案されています。また、命令が出される期限を 7 年から 6 年に短縮することも提案されています。
5. **不動産に関する源泉徴収税 (TDS)：** IT 法の規定に基づき、買主は特定の不動産の譲渡対価の支払いに対して税金を源泉徴収する必要があります。ただし、不動産の譲渡対価が 500 万ルピー未満の場合、税金を源泉徴収する必要はありません。共同購入者の場合、対価は各購入者の支払い額を指し、不動産の総対価ではないという解釈がなされました。

したがって、複数の譲渡人または譲受人がいる場合、対価はすべての譲受人が譲渡人に支払ったまたは支払うべき金額の総額であることを明確にするために、規定を修正することが提案されています。

F. Transfer pricing – Determination of arms-length price (ALP) in case of specified domestic transactions 移転価格-特定国内取引における独立企業間価格 (ALP) の決定

IT 法の規定に基づき、国際取引または特定国内取引 (SDT) のアームズレングス価格 (ALP) は、移転価格担当官 (TPO) による参照に基づいて決定されます。この決定は税務官による参照に基づき、納税者が提出したすべての取引の詳細を含む監査報告書に基づいて行われます。

国際取引に関しては、TPO の手続き中に、納税者が報告していない、または TPO に参照されていない国際取引が TPO の知るところとなった場合、TPO はその取引に関しても ALP を決定することができます。しかし、SDT の場合には同様の規定がありません。そのため、2024 年の財政法案では、TPO が参照されていない、または納税者による提出が行われていない SDT に対処できるように、規定を修正することが提案されています。

G. Direct Tax Vivad Se Vishwas Scheme, 2024 2024 年直接税 VSV スキーム

上訴機関における控訴の迅速な処理を目的として、2020 年に直接税 VSV スキームが導入されました。控訴の未処理件数が増加していることから、訴訟を減らし、政府の財政に大きな負担をか

けずに紛争解決のメカニズムを提供することを目的として、2024 年直接税 VSV スキームの導入が提案されています。納税者に対して税務紛争を迅速に解決する機会を提供します。

当該スキーム下、納税者は紛争税額の 100%から 120%を支払う必要があり、場合によっては紛争利息や罰金の 25%から 35%の範囲を支払う必要があります。

H. Others その他

1. **労働パートナーの報酬限度額の引き上げ**：IT法の規定に基づく、利益を計算する際に控除が認められない特定の金額が存在します。企業がパートナーに支払う報酬が閾値を超える場合、その超過分は控除が認められません。2024 年財政法案では、パートナーシップ企業において労働パートナーに支払われる報酬の限度額を引き上げ、控除を認めることが提案されています。
2. **和解金の不認可**：IT法の規定に基づく、事業または職業の目的のために全額かつ専ら発生した支出は、課税所得を計算する際に控除として認められます。しかし、犯罪目的または法律で禁止されている目的のために発生した支出は、控除として認められません。この点に関して、2024 年財政法案では、法令違反に関連して開始された手続きを和解するために納税者が負担した支出は、控除として認められないことを明確にすることが提案されています。
3. **証券取引税 (STT) の改訂**：2024 年財政法案では、オプションおよび先物の売却に対する STT の税率を改訂することが提案されています。オプションの売却に対する STT は、オプションプレミアムの 0.0625%から 0.1%に引き上げられ、証券先物の売却に対する STT は、取引価格の 0.0125%から 0.02%に引き上げられることが提案されています。

INDIRECT TAX 間接税

A. Goods and Services Tax (GST) 物品サービス税

1. **非変性エクストラニュートラルアルコール (ENA) の GST 課税除外**：消費を目的としたアルコール飲料は GST の適用範囲外です。非変性エクストラニュートラルアルコール (ENA) は、消費を目的としたアルコール飲料を製造するための主要な成分ですが、この製品の GST における課税は議論の的となり、各裁判所で訴訟が繰り返されてきました。現在、ENA を GST 課税から除外することが提案されており、これにより曖昧さと長期にわたる訴訟問題に終止符を打つことが期待されています。
2. **現行の商慣行に基づく GST 免税を付与する権限**：政府に対して、現行の商慣行に基づき GST 免税通知を発行し、GST の支払い不足または未払いを正当化する権限を付与することが提案されています。これは GST 評議会の勧告に沿ったものであり、この提案を通じて業界全体の紛争や曖昧さを解決できると期待されています。このような規定は、他の間接税法の文脈においても憲法上有効とされています。
3. **一部のケースにおける仕入税額控除 (ITC) の緩和**：
 - 2017-18 年度、2018-19 年度、2019-20 年度、2020-21 年度に関する請求書／借方票に基づいて取得された ITC が、2021 年 11 月 30 日までに提出された GST 申告に報告された場合、それを有効とみなすことが提案されています。これは GST 評議会の勧告に沿ったものであり、この

問題に関する長年の紛争を解決することになります。ただし、利息および罰金（該当する場合）とともにそのような ITC を返還した納税者は、返金の権利を有しません。

- GST 登録の取り消し日からその取り消しを取り消す命令の日までの期間に関する ITC の取得を許可することが提案されています。このような ITC を取得する期限は、以下のいずれか遅い方となります。
 - 請求書／借方票に関する会計年度の翌年 11 月 30 日までに提出された GST 申告
 - 取り消し命令の取り消し命令日から 30 日以内に提出された GST 申告
- 2024-25 年度から、有効となる詐欺や隠蔽に関する手続きに該当する税金の支払いに対する ITC の取得に制限はありません。また、貨物および輸送手段の差し押さえや拘留に関して支払われた税金に対する既存の ITC 制限も撤廃されました。

4. **月次申告の提出要件：** 源泉徴収を行う義務のある登録者は、月次の源泉徴収の有無にかかわらず、毎月の申告を提出することが提案されています。以前は、源泉徴収が行われた月に限り、月次申告の提出が必要でした。この改正は GST 評議会の勧告に沿ったものです。
5. **召喚人の代わりに認可代理人が出席可能：** 召喚人が本人または認可代理人を通じて出席できるようにする規定を追加することが提案されています。これは有益な規定であり、認可代理人（例えば、税務管理者、業務責任者、会計チームなど）が、CEO、取締役、その他の主要管理者よりも質問に適切に対応できる場合があるため、税務官にとっても助けになるでしょう。しかし、認可代理人を通じた出席が税務官の裁量に委ねられるのか、召喚された人が自主的にこの緩和を利用できるのかはまだ明らかではありません。
6. **通知および請求命令発行に関するタイムライン規定の整合化：** 詐欺や隠蔽を含まないケース（Case I）と、詐欺や隠蔽を含むケース（Case II）の両方に対して、通知および請求命令発行の規定を整合化するために、新しいセクションを導入することが提案されています。現在、これらのケースはそれぞれ異なるタイムラインで通知および請求命令が発行されており、別々に処理されています。新しいセクションは 2024-25 年度から適用される予定です。

既存の規定と比較した改訂タイムラインは以下のとおりです。

Sr No	Event	New provision	Case I	Case II
1	Issuance of notice	42 months	33 months	54 months
2	Issuance of demand order	54 months + 6 months*	36 months	60 months

*延長可能

ペナルティの額に関する規定は両ケースとも変更されませんが、減額されたペナルティの恩恵を受けるための期間が現行の 30 日から 60 日に延長されており、これは納税者にとって有利です。

7. **上訴提出のための事前預金額の引き下げ**

提案された改正による上訴提出のための事前預金の割合は、以下のとおりです。

Sr No	Forum	Existing	Proposed
1	Appellate Authority	10%	10%
2	Tribunal	20%	10%

また、上訴提出のための事前預金の最大額についても引き下げが提案されています。具体的には以下のとおりです。

Sr No	Forum	Existing (INR Mn)	Proposed (INR Mn)
1	Appellate Authority	250 (CGST) + 250 (SGST)	200 (CGST) + 200 (SGST)
2	Tribunal	500 (CGST) + 500 (SGST)	200 (CGST) + 200 (SGST)

上記提案により、上訴を提出する際の現金流出が減少します。

8. **GST 控訴審判所への上訴提出期限**：GST 控訴審判所への上訴提出期限は、命令が納税者に通知された日から3か月です。2019年12月3日付の困難除去命令第09/2019-中央税により、規定された期限にいくつかの変更が加えられ、最近ではいくつかの曖昧さが生じました。これらの曖昧さに対処するため、GST 控訴審判所への上訴提出期限を以下のいずれか遅い方とすることが提案されています。

- 命令が納税者に通知された日から3か月
- 政府が通知する日から3か月

この提案により、GST 控訴審判所が機能を開始するまでの上訴提出期限に関する議論に終止符が打たれるでしょう。

9. **2017年7月1日から2020年3月31日までの期間に対する恩赦制度**：GST 評議会の勧告に従い、2017年7月1日から2020年3月31日までの期間に対する恩赦スキームを導入することが提案されています。本スキームは、詐欺や隠蔽を含まないケースにおいて、ショーケース通知、請求書、または税務官および控訴機関の命令に記載された未納または不足納税額に対する全額の税金の支払いに対して、利息および罰金の免除を提供します。控訴機関および控訴審判所によって後に詐欺や隠蔽を含まないと再分類された詐欺、隠蔽などを含むケースにも適用されます。

当該スキームの下、すべての規定条件が満たされた場合、すべての手続きが完了したものとみなされ、納税者はその後、上級の控訴機関に上訴を提出することは許可されません。この提案には、税金支払いの期限が別途通知されることも記載されています。GST 評議会は2025年3月31日を期限として推奨しました。この点に関して適切な指示が発行されます。

- スキームの恩恵を受けるための条件：

- 規定された通知、声明、または命令に記載された不足納税または未納税とされた 100%の税金を期限内（規定される予定）に支払うこと
- 提出された控訴または訴訟は期限内（規定される予定）に取り下げること
- 部門の控訴の場合、控訴機関または控訴審判所からの命令を受け取ってから 3 か月以内に差額の税金を支払うこと

GST 導入初期に経験した問題を考えると、これは歓迎すべき規定です。しかし、制度にはまだいくつかの曖昧さや未解決の質問が残っているため、適切な明確化が期待されます。

10. **インプットサービスディストリビューター (ISD) による移行クレジット取得の緩和：**以前の間接税制度（2017年7月1日以前）から移行した GST 制度における ISD クレジットの分配は紛争の原因となり、過去 7 年間にわたって多くのクレジットがブロックされていました。この紛争は、「ISD は、2017年7月1日以降に受領した請求書であっても、GST クレジットとして分配する資格がある」という表現に起因しています。この表現のために、2017年7月1日以前に受領した請求書に対するクレジットの分配が拒否されていました。この矛盾を修正するため、2017年7月1日に遡る適切な改正が提案されています。この提案は GST 評議会の勧告に沿ったものであり、歓迎すべき救済策です。

11. **反利益移転規定の改訂：**

- 反利益移転関連の申請に対する終了日が提案されており、これは GST 評議会の勧告に基づいて適切な通知で発表される予定です。この日以降、反利益移転当局は新たなケースの審査申請を受け付けません。
- 反利益移転に関する未解決のケースを審査する権限を控訴審判所に委ねることが提案されています。また、これらのケースは控訴審判所の主要部門によってのみ処理されます。

12. **付表 III の追加 – 商品またはサービスの供給と見なされない活動：**以下の活動は「サービスの供給」または「商品の供給」として扱われません。

- 主幹保険会社が共同で提供する保険サービスのために共同保険会社に分配する共同保険料。この条件は、主幹保険会社が全額の保険料に対して全額の GST を支払っている場合に適用されます。
- 保険会社が再保険会社に支払う再保険料から控除される再保険手数料。この条件は、再保険会社が全額の再保険料に対して全額の GST を支払っている場合に適用されます。

B. Customs Duty 関税

1. **「原産国」基準に関する証拠書類の簡素化：**優遇関税率を適用するために必要な「原産地証明書」の提出要件が緩和され、「原産地証明」に置き換えることが提案されています。この提案は、インド政府が最近締結した貿易協定に沿ったものであり、これにより「原産国」基準およびその他

の要件の充足を証明するために自己証明/自己宣言の提出が認められます。この提案により、優遇貿易協定に基づく商品の通関手続きが簡素化され、時間が短縮されることが期待されます。

2. **倉庫内製造およびその他の業務規則 (MOOWR) スキーム**：政府に対して、特定の種類の商品が MOOWR スキームの恩恵を受けることを除外する権限を付与することが提案されています。デリー高等裁判所は、太陽光発電プラントによる MOOWR スキームの利用を制限する間接税および関税中央委員会の指示を無効としています。今回の提案により、政府は 1962 年関税法の下、特定の種類の商品が MOOWR 制度の恩恵を受けることを制限するための必要な権限を持つこととなります。
3. **特別経済区 (SEZ) に輸入される商品の GST 補償税の免除**：長く必要とされていた明確化として、2024 年 7 月 12 日付けの通知第 27/2024-Cus の遡及改正が提案されています。この通知は、SEZ ユニット/開発者が認可された業務のために輸入するすべての商品を GST 補償税から免除するものです。この免除は、2017 年 7 月 1 日に遡って適用されることが提案されており、特にアンドラプラデシュ高等裁判所の不利な判決以後、SEZ ユニット/開発者にとって歓迎すべき救済となります。
4. **特定商品の無税再輸入および再輸出に関する期限の緩和**：
 - メンテナンス、修理およびオーバーホールのためにインドに輸入された航空機および船舶（外国製）は、現在の再輸出期限が 6 か月（さらに 6 か月延長可能）から、1 年間（さらに 1 年間延長可能）に延長されます。
 - 保証の下でインドから輸出された商品（輸出促進制度対象外）は、現在の 3 年以内（さらに 2 年間延長可能）から、5 年以内に無税で再輸入することが可能となります。
5. **既存の条件付き免税/優遇関税率の見直し**：188 の条件付き免税/優遇関税率の包括的な見直しが行われました。これは、2017 年 6 月 30 日付けの通知第 50/2017-Cus の 150 項目と、その他の 38 の免税通知を含みます。詳細は以下のとおりです。

Sr No	Number of exemptions/ concessional rates	Impact
1	38	To lapse on the original expiry date i.e. 30 September 2024
2	126	To be continued up to 31 March 2026
3	30	To be continued up to 31 March 2029

6. **関税率の主要な変更点 (指標リスト)**：
 - 関税率の改訂 (2024 年 7 月 24 日より有効)：

Sr No	HSN	Commodity	Duty	
			From	To
1	3920, 3921	Poly vinyl chloride (PVC) flex films (also known as PVC flex banners or PVC flex sheets)	10%	25%
2	6601 10 00	Garden umbrellas	20%	20% or INR 60 per piece, whichever is higher
3	9802 00 00	Laboratory Chemicals	10%	150%

- 関税の改定 (2024年10月1日より有効) :

Sr No	HSN	Commodity	Duty	New Entry or Modification
1	2710 19 33	Blended Aviation turbine fuel	5%	New Entry
2	2906 11 10	Natural Menthol	7.5%	Modification
3	3818 00 10	Undiffused Silicon wafers	Free	Modification
4	3920 10 93	Armour for ballistic protection	25%	New Entry
5	6506 10 20	Headgear for ballistic protection	10%	New Entry
6	7308 10 10	Portable bridge	15%	Modification
7	8443 99 51	Cartridges or toners, with print head assembly	10%	Modification

- 関税率の変更 :

Sr No	HSN	Commodity	Duty	
			From	To
1	1504 20	Fish lipid oil for use in manufacture of aquatic feed	15%	Nil
2	1518	Algal oil for use in manufacture of aquatic feed	15%	Nil
3	2309 90 90	Mineral and Vitamin Premixes for use in manufacture of aquatic feed	5%	Nil
4	2309 90 90	Single cell protein from Natural Gas for use in Research & Development purposes in aquatic feed manufacturing	15%	5%
5	2309 90 31	Prawn and Shrimps feed	15%	5%
6	2309 90 39	Fish feed	15%	5%
7	2603 00 00	Copper ores and concentrates	2.5%	Nil
8	7108	Gold bar	15%	6%
9	7108	Gold dore	14.35%	5.35%
10	7106	Silver bar	15%	6%
11	7106	Silver dore	14.35%	5.35%
12	7118	Coins of precious metals	15%	6%
13	8517 13 00, 8517 14 00	Cellular mobile phone	20%	15%
14	8504 40	Charger/Adapter of cellular mobile phone	20%	15%
15	8517 79 10	Printed circuit board assembly (PCBA) of cellular mobile phone	20%	15%
16	8517 79 10	Printed circuit board assembly (PCBA) for base station and other telecom equipment	10%	15%
17	Any Chapter	Specified capital goods for use in manufacture of solar cells or solar modules, and parts for manufacture	7.5%	Nil

		of such capital goods (List 41 of Notn 50/2017)		
18	30	<u>Cancer Drugs</u> (i) Trastuzumab Deruxtecan (ii) Osimertinib (iii) Durvalumab	10%	Nil
19	9022 30 00	X-ray tubes for use in manufacturing of X-ray machines for medical, surgical, dental or veterinary use	15%	5%

- 免税（通知第 50/2017 号からの免税）の延長（2026 年 3 月 31 日まで）：

Sr No	Sr No of the Notification	HSN	Commodity
1	80A	1518	Algal oil for manufacturing of aquatic feed
2	133	26	Gold ores and concentrates
3	155	2711	Liquefied petroleum gases (LPG) received from unit in SEZ and returned by the DTA unit to the SEZ unit
4	164	2716 00 00	Electrical energy supplied from SEZ unit to DTA unit by power plants of 1000 MW or above
5	165	2716 00 00	Electrical energy supplied from SEZ to DTA from power plants of less than 1000 MW
6	260	39, 72 and 81	Goods for the manufacture of specified orthopedic implants
7	290	47	Wood pulp for manufacture of newsprint, paper or paperboard
8	292	4707	Goods imported for manufacture of paper, paperboard, newsprint
9	293A	48	Newsprint and uncoated paper imported for printing of newsprint
10	403	Any chapter	Parts and raw materials for offshore oil exploration

11	404	27, 29, 31, 38, 39, 73, 82, 84, 85, 87, 89 or 90	Specified items including capital goods and raw materials for offshore oil exploration
12	426	Any Chapter	Specified goods for the manufacture of semiconductor devices, memory card, IC, solar cell
13	435	Any Chapter	Capital goods for printing industry
14	471	Any Chapter	All parts for use in the manufacture of LED Lights
15	476	Any Chapter	Television equipment, cameras etc for taking films, imported by foreign film unit or television team
16	504	Any Chapter	Parts and Components for digital still image video camera
17	509	Any Chapter	Parts, components and accessories for manufacture of digital video recorder
18	512	Any Chapter	Specified parts, components and for use in manufacture of Lithium-ion battery and battery pack
19	512A	Any Chapter	Inputs, parts or sub parts for use in the manufacturing of printed circuit board assembly
20	527	8507 60 00	Lithium-ion cell use in manufacture of battery or battery pack
21	527A	8507 60 00	Lithium-ion cell use in manufacture of battery or battery pack of cellular mobile
22	527B	8507 60 00	Lithium-ion cell use in manufacture of battery or battery pack of EV
23	535	Any Chapter	Raw materials for manufacture of aircraft and parts of aircraft
24	551	8901	Cruise ships, Excursion ships
25	581	Any Chapter	Portable X ray machine / system
26	591	9503 00 91	Parts of electronic toy

- 免税の延長 (2029年3月31日まで) :

Sr No	Notification No	Sr No of the Notification	HSN	Commodity
1	50/2017	549	Any Chapter	Capital goods, raw materials and spares for repairs of ocean-going vessels
2	50/2017	577	Any Chapter	Life-saving medical equipment for personal use

3	50/2017	607A	9804	Lifesaving drugs / medicines for personal use
4	50/2017	612	Any Chapter	Specified raw materials for sports goods
5	80/1970			Goods supplied freely under warranty as replacement for defective ones in lieu of earlier imported goods
6	153/1994			Articles for foreign origin imported for repair and return, theatrical equipment and costumes, mountaineering expedition equipment, photographic, filming recording etc
7	32/2017			Imports of artwork and antique books
8	25/1999			Capital goods/machinery used by the IT/Electronics industry, subject to actual user condition

- 免税（通知第 50/2017 号からの免税）の失効（2024 年 9 月 30 日）：

Sr No	Sr No of the Notification	HSN	Commodity
1	340	70	Solar tempered glass or solar tempered (anti reflective coated) glass for use in manufacture of solar cells/ panels/ modules
2	495	8507	Batteries for electrically operated vehicles, including two and three wheeled electric motor vehicles
3	497	8504	Active energy controller (AEC) for use in manufacture of renewable power system (RPS) inverters
4	568	Any Chapter	Parts and components of manufacture of blood pressure monitors and blood glucose monitoring system (Glucometers)

OTHER LEGAL AND TAX ANNOUNCEMENTS その他の法律および税務に関する発表

1. **税務紛争における控訴の金銭的限度額の引き上げ：** これまでは、ITAT、高等裁判所および最高裁判所への控訴の金銭的限度額はそれぞれ 500 万ルピー、1 億ルピーおよび 2 億ルピーに設定されてきました。今回、政府は、税務審判所、高等裁判所および最高裁判所への直接税、物品税およびサービス税に関する控訴の金銭的限度額をそれぞれ 600 万ルピー、2 億ルピーおよび 5 億ルピーに引き上げることを提案しています。

2. **IBC 改革**：2016 年倒産および破産法（IBC）の成果を改善するために「統合技術プラットフォーム」が設置されます。IBC はこれまでに 1,000 社以上の企業を解決し、債権者に対して 3.3 兆ルピー以上の直接回収をもたらしました。さらに、会社法の問題に専念する新しい国家会社法審判所（NCLT）の支部が発表され、これは長年 NCLT の IBC への集中が会社法に関する訴訟を妨げていると主張してきた企業訴訟者にとって大きな救済となります。加えて、有限責任事業組合（LLP）の自主的な閉鎖のために加速企業退出処理センターのサービスが拡大されることも発表されました。
3. **債務回収審判所の強化**：債務回収審判所を改革および強化するための措置が講じられ、回収を迅速化するために追加の審判所が設立されることも提案されています。
4. **雇用連動型インセンティブ**：政府は、首相のパッケージの一環として「雇用連動型インセンティブ」のための 3 つのスキームを実施することを提案しています。これらは従業員積立基金機構への登録に基づき、従業員の認識、および従業員と雇用主への支援に焦点を当てます。
5. **外国直接投資**：外国直接投資および海外投資に関する規則と規制が、(1) 海外からの直接投資促進、(2) 優先順位をつける、(3) 海外投資通貨としてのルピーの使用機会促進のため、簡素化されます。
6. **住宅金融会社**：住宅金融会社は現在、「非銀行金融会社」のカテゴリーとしてインド準備銀行の管轄下にあるため、1961 年所得税法第 43D 条における全国住宅銀行（National Housing Board）への言及を削除することが提案されています。
7. **気候ファイナンスの分類法**：政府は、気候適応および緩和のための資本の利用可能性を向上させるために、気候ファイナンスの分類法を策定します。これにより、国の気候コミットメントとグリーン移行の達成が支援されます。
8. **可変資本会社の導入**：海外投資を誘致する目的で、政府は航空機や船舶のリースファイナンスおよびプライベートエクイティのプール資金のための効率的で柔軟な手段を提供するため、必要な立法承認を求めます。当該「可変資本会社ストラクチャー」により、シンガポールやモーリシャスのような国々が国際ファンド管理のハブとなることができそうです。
9. **セーフハーバールール**：訴訟を減らし、国際課税における確実性を提供し、セーフハーバールールの範囲を拡大するため、移転価格評価手続きの合理化が提案されています。
10. **印紙税**：高額な印紙税を課し続ける州は、すべての人に対して税率を緩和し、さらに女性が購入する不動産に対して印紙税を引き下げることが検討されるよう奨励されます。この改革は都市開発計画および女性名義の不動産購入の重要な要素とされます。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.

LEADERSHIP



SOUVIK GANGULY
MANAGING PARTNER

Email: souvik.ganguly@acuitylaw.co.in



DENI SHAH
**PARTNER - GLOBAL TRADE &
INDIRECT TAX**

Email: deni.shah@acuitylaw.co.in



VIDUSHI MAHESHWARI
PARTNER - DIRECT TAX

Email: vidushi.maheshwari@acuitylaw.co.in



PURVI DOCTOR
PARTNER - DISPUTES

Email: purvi.doctor@acuitylaw.co.in



B2-201, 2nd Floor, Marathon Innova Corporate Centre, off
Ganpatrao Kadam Marg, Lower Parel, Mumbai 400013, India



al@acuitylaw.co.in

ACUITY **LAW**